

第15回東近江市景観審議会議事録

- 開催日時 令和5年3月29日(水) 午前10時から午前11時30分まで
- 開催場所 東近江市役所317、318会議室(新館3階)
- 委員定数 10人
- 出席委員 8人
(委員) 丸山 俊明 山口 敬太 紅谷 和子 野田 芳朗 山村 眞司
西川 実佐子 田中 信弘 中西 耕
- 出席者
(事務局) 都市整備部 管理監 堀 憲司
管理監 五十子 又一
都市計画課 課長補佐 今村 幸一
都市計画・公園係 福山 良孝 堤 龍馬 神鳥 圭祐
- 傍聴人 なし
- 議 事 議案第1号 東近江市屋外広告物条例施行規則の一部改正につき、意見を求めることについて(諮問)
- 報告事項 最近の景観行政について
(1) 景観重要建造物について
(2) 屋外広告物事務の状況について

審議状況

1 開会 午前10時 司会〈都市計画課長〉

〈司会〉会議の成立を報告

公開・非公開の報告、承認

2 会長あいさつ

3 議事

○議案第1号 東近江市屋外広告物条例施行規則の一部改正につき、意見を求めることについて（諮問）

〈事務局〉説明

〈会長〉

ただ今の説明について、御意見、御質問があればお願いします。

〈委員〉

2件提案されているのですが、今まで何件ちょっと駄目ですってというようなことがあったのかをお願いします。

〈事務局〉

5キロメートルの規制については、既存不適格の件数として14件ございます。相互間距離の規制については、今回のようなケースの正確な件数は把握できていないのですが、数としては多くなく、数件程度です。ただ、今後も規制の解釈で混乱を招く恐れがあるので、規制内容を分かりやすくしようという趣旨で今回改正しようとするものになります。

〈委員〉

分かりました。ありがとうございます。

〈会長〉

ほかにはいかがでしょうか。景観審議会ということでございますので、屋外広告物につきましては、規制をかける、強化するということが会の趣旨ではございますけれども、既に長年施行規則に基づいて運用される中で、改正案の二つ目の方はもう完全に文言の整理でございますので、特に、私としては結構ではないかなというふうに考えております。また、一つ目の方もですね、既に厳しい規制がかかっている中での運用整理という性格を持ちますので、特に問題がないかと思えますけれども、何か御意見ございましたらどうぞお願いいたします。はい、そうしましたら特に御意見よろしいでしょうか。それでは、意見を集約したいと思います。この議案は諮問案件でございますので、審議会としては意見なしで案を承認するということがよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは、本日御審議いただく議案は以上でございます。続きまして次第4点目の報告事項に移りたいと思います。まず、報告事項1点目について事務局から御報告をお願いします。

4 報告

最近の景観行政について

(1) 景観重要建造物について

<事務局>報告

<会長>

はい、ありがとうございます。ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等ある方は御発言をどうぞよろしくお願いいたします。

<委員>

平成22年度から24年度の報告書で、最後どういう終わり方をしたのか状況を思い出しますと、一応指定して、相手さんの了解を得て、何か表示するものを作って、建物を守っていただくと。先ほど見てますとですね、彦根も大津も長浜も各市町でかなり指定をされてるところは、城下町でかなり古い、江戸時代以降、以前の建物がたくさんあるところですね。そういうところは、指定されて、観光資源になって、東近江の場合は、点在してて、時代背景が違うのと、脈絡がちょっとどうなのかなというのがありますね、ストーリーが。それと、一つ、一番決定的な先ほどの補助金等の支援金がないと。これは、ちょっと指定はされても困りますという。

<委員>

京都でもそういう新しく指定する建物がございまして。そのとき1年間6,000万円かな、修繕費用が申し込んで当選すればいただけるというので、それで修繕して景観を形成しているというのがありますけど、これはお金が出ないとなったときに、そんな是非やっってくださいというのが、そこまでどうなのかなというのがあります。そこでさっき、委員がおっしゃったように、指定が止まっているのかなというのがありますので、ここで積極的に補助金を出してでも個々の建物を守っていただくこうというふうにしていくのか。その辺は行政さんにお伺いしたいなというのがありますけどね。

<委員>

私の考えからいきますと、まず、補助金を出すのは無理だと。無理。もうこれは市の状況から見ると出ないんですけど、一応これ、もし自分の立場になったらどうかというのを考えてみますと、市の所有物件に賞を与えるっていうのは、あんまりかなという気がします。あと、今、委員が言われましたけど、補助金どうやっていうよりも逆に、賞状1枚でもね、市が出してあげて、この建物にお住まいですから、今後守ってこの建物大切にしてくださいねっていう、お願いしかないんですよ。私個人としては、補助金ないけども、賞状1枚でも与えたらちょっと意識が変わるのかなと。多分五個荘地区はあんまり深く考えないでそういう方多いんじゃないかなと思うんですけど。ありがたいなと。大切にしていこうかというふうになるんじゃないかなと思うんです。そこで、今まで審議してきたんで、計画をやめようとなると、審議やいろいろやってきてるわけなんで、あまりよろし

くないと。何かこの、継続して、所有者の了解が得られなければもうしょうがないとか、あたっていくという形で、していてもいいんじゃないかなというふうに思います。

<会長>

はい、ありがとうございます。そうしましたらせっかく今日お集まりでございますので、ほかの方にも御意見を受け承りたいと思いますので、副会長いかがでございましょうか。

<副会長>

はい、基本的にこの景観重要建造物は国交省の都市局系の事業がメインになると思うんですが、その補助事業を入れるっていうやり方をやってるところが多いかなというふうに認識しています。例えば中山なんかもそうですけども、あそこは伝統的な町並み景観形成事業の補助金ということで国費を3分の1補助を取りに行くのとセットで、いろいろ内部の補助メニューを作ってるというふうに認識してます。それをどういう形でやるかというときに、先ほどおっしゃってた御説明ありましたように、やっぱり建物単体ってなかなか厳しくて、街なみ環境整備事業とか、歴史まちづくり法に基づく歴町の事業とか、ある種面的にかけていくっていうのが、確か国交省の事業メニューでも多いので、そういったところで若干難しいところがあるんですが、ただ、国交省の中でも景観形成関係の事業で3分の1補助の修理等は一応メニューとしてはあるというのをまず前提に、ただ、3分の1にしてもなかなか個人事業者、個人の方がそこまで払えないというようなところがある中で、クラウドファンディングですとか、いわゆる市民の基金を集めてとか、ふるさと納税ですとか。鎌倉なんかふるさと納税でクラウドファンディング型で集めてというような形もあります。ただしそれも、単純に歴史的な遺産を残していくというような考え方じゃなくて、どちらかと活用とセットで、そういったことが出されているというところがあると思いますので、その辺りが絶対、制度設計というのが必要になってくるかなと思います。最近、近江八幡でもクラウドファンディングしておりましたけれども、ただ最近そういう形で広がりを見せて、なかなか今までの個人事業者さんに負担していただいて事業をやっていくという形は難しいところが正直あるのかなと思ってまして。そんなときに、一つずつですね、誰がその活用を検討するのかと。やっぱり市が自分たちで活用するっていうのはなかなか難しいんですかね。そういう活用を促すような、サウンディングっていいですか、そういった部分をかけていくのとセットでやっているとかですね、いろいろやり方を工夫しないとなかなか前に進まないという現状があると思っていますので、その辺り1個1個でもちょっと成功事例を作っていくというのが結構重要かなと個人的に思っています。

<会長>

はい、ありがとうございます。今回は景観重要建造物の指定ですね、現在ペンディング状態にある中で今後どういうふうに進めていこうかということで、市としてもこれから検討されていくということでございますので、今こういう状況にあると。今回新しいメンバーで集まりましたので、こういう問題が内包されているということをごそれぞれお胸にとめていただきまして、また次回以降の委員会で建設的な御提案をいただければなというふう

に思っております。ちょっと会長の立場で少し付言させていただきますと、京都の東山の方で石堀小路というところがございます。あそこは伝建地区は拡大選定なんですけれども、あちらのほうを選定されるときに調査からずっと関わらせていただきました。3年間の拡大選定にも関わらせてもらいましたし、現在近江八幡の伝建地区にも関わらせていただいているんですが、まとめて言いますと、伝建地区は言えば町並みの文化財な訳ですね。修理にも補助金が出るということなんです、確かにそれによって維持される部分はあるんですけれども、ネガティブな動きがないかというところを決してそうではなくて、どういうふうな形になるかというところ、もう自然に壊れていくのを待ってしまうという、そういうことも現実的に起きうるということなんです。ですからやはり所有者の中で、これを残していくんだ、っていうモチベーションですね、それを助成していくというのが非常に重要。そういう意味では先ほど委員からございました賞状1枚でも持っていることは大事なんだということは大変示唆に富む御発言であったというふうに思っております。また、保存のストーリーということにつきましても、東近江の方は確かに後ろがないということもございますけれども、やはり御代参街道、八風街道等歴史に根差した街並み、特に八日市駅周辺の御代参街道沿いは私が見ても京都の町並みも何ら遜色のないすばらしい町並みを形成しているということがあります。実はそれが候補地に上がっていないというのは私としては非常に驚くところではあるんですけれども、そういったことも含めまして、今後この委員会でいろいろ審議をさせていただこうと思っております。はい、それではですね、次に報告事項2点目について事務局から報告をよろしくお願いたします。

(2) 屋外広告物事務の状況について

〈事務局〉報告

〈会長〉

はい、ありがとうございます。ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問等ある方は御発言をどうぞよろしくお願いたします。

〈委員〉

本当にただ、建築的なことはお話しすることは出来ませんが、ちょっとさっき、景観のこと、建物とかですね、個人的な持っている人の意識ですよね。その人たちが、どう思っているのか、保存しときたいと思っているのか。もうそうじゃないという意識になっているのか。そういうところがまだ私たちには伝わって来てないんですけれども、やっぱり所有者の意識っていうものを高めて、残しておきたいという気持ちを、市や私たち市民にもっと伝わってあげればいいなという気があります。すばらしい街並みもありますので、本当に点在してる建物を見て歩くだけでもいいと思います。なかなか中のことまで私たちが見ていくことが出来ないものですから、外観ばかりのことは見てきておりました。萬松園で昔部屋を全部貸して下さって個展をしたことがあるんですけれども、そういう建

物をちょっと利用させていただくことができるのか、何かそうして持つてる人が、もっと市民に広げていく意識を持っていただければと思います。多分そういう気持ちだけでも、広がってくるんじゃないか。あっちこっちで古い民家を使った芸術家がね、自己啓発に使っていらっしゃるとか多いんです。本当に点々とあり過ぎますのでね、どのように使ったらいいのか。所有者の意識をもう少し私たちに伝えていただければうれしいなと思っております。

<会長>

はい、ありがとうございます。2番目の報告につきまして特に御意見等なければと思っただんですけども、どうでしょうか。私の運営の仕方がまだ慣れなくてすいません。2番目の報告についての御意見、御質問等ございますでしょうか。

<委員>

表彰していただく制度をつくるということは大賛成だと思う。それは持ち主の方の自覚、その継承していくときの励みになると思います。そういう表彰制度というのは当然あってしかるべき。それ以前から広告物につきましてははですね、違反物件あんだけあるんですよ。減ってないですね、ほとんど。長浜市さんは以前からですね、飴と鞭じゃないですけども、違反するものはもう当然取り締まるけれども、素晴らしい広告物をされた場合は表彰すると。先ほどの表彰と一緒に、そうして業界の励みになると、違反も減ってくるんじゃないかというので、藤井市長の時代はずっとされてました。その辺のことも行政の方で情報収集していただいて、手間のかかることですけど、表彰するということは、委員としての意見として出させていたいただきたいということです。飴と鞭。

<委員>

はい、その表彰の件なんですけども、行政側がこれは価値がありますよという表彰だけではなくて、何か市民が投票して、ここいいよねみたいなことを盛り上げると。何かその所有者もちょっとうれしいなみたいなのがあるので、今の飴と鞭も含めてですけど、表彰するっていうやり方もいろいろ工夫ができるなと思うので、そこのところもいろいろやってみるといいかなっていう感じがしました。

<会長>

ありがとうございます。そうしましたら、今のお話伺われていかがでしょうか。

<委員>

この問題は確かに難しいところがあるんですけど、私の考え方、あまり今議題に関係ないと思いますけど、時代は進んでます。ですから、見直しについてもその時代に合った内容を織り込んでいかないと。今日でもこれ、オンラインで会議に出席できる訳です。この審議会も、もう10年先はオンラインでやると思いますよ。大分変わってきてますから、役所の方も大変やと思いますけど、その時代に合ったやつを提案していくというね、そういうふうにすると市民の方も受け止めやすいと思います。そういうところを今後の議題にしたいと思っています。以上です。

<委員>

屋外広告物で思うことがありますのは、業者はあそこに看板を立てたい、また所有者も契約的にお金が入ってくると思うんですけども、それで業者と所有者がオーケーを出した場合でも、市がそこは駄目よと言う場合が多々あると思うんですが、そういうところの悩みというか、現実の業務の中で、何か体験されたとか、そういうのはございますかね。

<事務局>

おっしゃられるとおり、そういったことは日常적으로よくございます。例えば自分の土地に看板を立てるだけなのに何故市の許可がいるのかということや、看板の大きさや色についての規制について等、日々多くの御意見をいただきます。なかなか納得いただけない方もいらっしゃるのが現状なのですが、その都度、規制の趣旨や目的について丁寧に説明し、何とか御理解いただけるように努めているという状況です。

<委員>

以前ですね、広告物協会の支部長さんに来ていただいて、そこで議論をしたことがあります。ああいう形で私らの目線で見てるのと、広告物をされる方の目線と、感覚が違うと思いますので、そういう意見交換の場所もまた持たれたらいいかなと。滋賀県広告物協会なんか45社ぐらいおられると思います。そのあたりの方は、今のこのグラフでの違法性があるものはこだけあるということを理解されてるのかどうかもよく分かりませんし。そういう広告物の団体さんがオブザーバーで来てないのはどうかなというふうには思いますね。

<会長>

はい、ありがとうございます。名誉ですね、市民の方にそういうお住まいにお住みですよということを知っていただいて、そのためにも何かそういう形の物をお渡しするっていうのは非常に示唆に富んだ御発言が今日ございました。これ全然関係ないかもしれませんが、実は江戸時代にこういう草ぶきの家に、こういう板を立てる。これが流行っていきまして、それが幕府が規制をして、これを上げるためには申請代としてお金が必要でした。そうなってくるとみんな欲しくてたまらない、こういう場合に適切な例かどうか分からないんですけども、人が名を求めるといふか、皆が認めるものを自分が持っているという、そういう気持ちっていうのはかなり大きなモチベーションになると。今日委員の方から御発言ございましたように、そういったところを刺激するというのは、一つの方法なのかなというようなことを思いました。また、広告物に関してもですね、いろいろ建設的な御意見を賜りまして、誠にありがとうございます。まだまだですね、御意見等もあるかと思えますけれども、そろそろ予定の時間も近づいてまいりましたので、本日はこれで会議を閉じたいと思っておりますがよろしいでございましょうか。ありがとうございます。本日の議事につきましては以上のとおりでございます。熱心な御意見ありがとうございました。議事が終了いたしましたので事務局へお戻しさせていただきます。

<事務局>

皆さん、大変熱心な御審議いただきまして、ありがとうございます。本日いただきました御意見を踏まえまして、屋外広告物条例の規制につきましては、規則の改正が必要になりますので、規則の改正の進捗を進めてまいりたいと思っております。景観重要建造物、それと屋外広告物の件につきましては、今ほど委員さんから建設的な御意見をいただきましたので、その辺も踏まえまして、今後市の方も検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。東近江市の景観につきましては東近江市民の財産ということで、財産を次の時代に継承していくということが我々の責務であると思ひますし、それを維持していかなければならないということがございますので、今後とも委員の皆様にはいろいろと御支援を賜りまして、進めてまいりたいと思ひますので、御協力の方よろしくお願ひしたいと思ひます。本日はこれをもちまして景観審議会を終了させていただきますたいと思ひます。どうもありがとうございます。

審議終了

審議結果 第1号議案 案を適当と認める。

閉会 午前11時30分